

山口県報

令和8年
1月27日
(火曜日)

山口県告示第二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和八年一月二十七日

施術者の 氏名	施 称	術 所	在 所	地	指 定 年 月 日
弘中 俊行	ひろ中鍼灸マツ	柳井市柳井四五八八の一六	令和七、一一、二七	サージ院	

○告示
生活保護法の規定に基づく施術機関の廃止の届出（厚政課）
生活保護法の規定に基づく施術機関の指定（厚政課）
生活保護法の規定に基づく施術機関の指定辞退の届出（厚政課）
救急病院の認定（医療政策課）

山口県告示第二十一号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十五条の規定により、指定施術機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

令和八年一月二十七日

施 術 者 所	施 術 者 所	指 定 辞 退 年 月 日
三吉 宏之	周南市川崎二丁目八番一三号	令和七、一二、一

山口県告示第二十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和八年一月二十七日

名 称 所	在 地	認定が効力を有する期限
山口県知事 村岡嗣政	周南市孝田町一番一号	令和一一、一、三一

○告示
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定を受けた施術機関から次のとおり施術機関を廃止した旨の届出があつた。

令和八年一月二十七日

姓 名 施 術 者 所	指 定 辭 退 年 月 日
山口市米屋町三番二三号	令和七、一二、一

姓 名 施 術 者 所	指 定 辭 退 年 月 日
堀潤 奈美 山口市米屋町三番二三号	令和七、一二、一
松田 竜紀 大内千坊五丁目五番三号	令和九、一二、一

山口県告示第十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定を受けた施術機関から次のとおり施術機関を廃止した旨の届出があつた。

令和八年一月二十七日

姓 名 施 術 者 所	指 定 辭 退 年 月 日
山口県知事 村岡嗣政	令和七、一二、一





(一五) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、宇部土木建築事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

(一七) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

知力あり三十九

一	作業の種類
二	公共測量（基準点測量）
三	作業の地域
	美祢市東厚保町川東
四	作業の期間
五	令和七年五月八日から同年十二月二十六日まで

(一六) 公共測量の実施

令和七年五月八日から同年十二月二十六日まで

がありました。

令和八年一月二十七日

山口県知事
村岡嗣政

公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）

令和七年五月十九日から同年十二月二十六日まで

(一九) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第八百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

(一八) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、宇都市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

一 作業の種類

令和八年一月二十七日

公共測量（數值地形図デルタ更新）

公共測量（数値地形図データ更新）

二 作業の地域

三 作業の期間
令和六年八月一日から令和七年三月二十六日まで

一 作業の種類 二 公共測量（基準点） 三 作業の地域 四 萩市大字椿東 五 作業の期間

令和七年五月十九日から同年十二月二十六日まで

(一九) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第八百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知があ

令和八年一月二十七日

山口県知事 村岡嗣政

二 作業の地域 下関市松屋上町二丁目、松屋上町三丁目、松屋東町三丁目及び大字松屋

三 作業の期間 令和六年九月十七日から令和七年三月十八日まで

一 作業の種類 公共測量(数値地形図データ更新)

二 作業の地域 周南市

三 作業の期間 令和六年八月五日から令和七年三月二十一日まで

(一〇) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和八年一月二十七日

山口県知事 村岡嗣政

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、萩土木建築事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和八年一月二十七日

山口県知事 村岡嗣政

一 作業の種類 公共測量(基準点測量)
二 作業の地域 下関市豊北町大字神田及び大字神田上
三 作業の期間 令和六年九月十七日から令和七年三月十八日まで

(一一) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和六年八月二十一日から令和七年二月二十八日まで

一 作業の種類 公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

三 作業の期間

熊毛郡田布施町大字麻郷

令和六年八月二十一日から令和七年二月二十八日まで

(一二) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、下関農林事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和八年一月二十七日

山口県知事 村岡嗣政

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、萩土木建築事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和八年一月二十七日

山口県知事 村岡嗣政

一 作業の種類 公共測量(航空レーザ測深)
二 作業の地域 山口市及び萩市
三 作業の期間

令和六年九月三十日から令和七年三月三十一日まで

(一三) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和八年一月二十七日

山口県知事 村岡嗣政

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

一 作業の種類
二 公共測量(基準点測量)

令和八年一月二十七日

山口県知事 村岡嗣政

POSレジ 二十六台
キヤッショレス決済端末 五十九台

一 作業の種類

公共測量（基準点測量及び水準測量）

二 作業の地域

防府市大字上右田

三 作業の期間

令和六年十月二十八日から令和七年三月二十六日まで

(三四) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和八年一月二十七日

山口県知事 村岡嗣政

一 作業の種類

公共測量（道路台帳図データ作成）

二 作業の地域

下関市長府印内町及び岩国市南岩国町一丁目

三 作業の期間

令和六年十二月九日から令和七年三月十九日まで

(二五) 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和八年一月二十七日

山口県知事 村岡嗣政

(一) 物品等の概要
(一) 物品等の名称及び数量

(二) 物品等の特質等
仕様書による。(三) 納入期限
令和八年九月三十日

二 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第一百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 政令第一百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用者又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和七年山口県告示第二百四号）に基づく資格審査において、電気通信機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特A又はAの等級に格付されている者又は電気通信サービス、コンピュータサービス若しくはその他について業務の委託の特A又はAの等級に格付されている者であること。

(四) この手続の開始の日から令和八年二月二十日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けないこと。

(五) 複数の事業者による共同提案を行う場合、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- 1 共同提案を行う事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、一者を代表事業者に定め、県への質疑や書類提出等は代表事業者が行うこと。
- 2 構成事業者全てが、法人格を有していること。
- 3 構成事業者全てが、二の(一)～(四)の参加資格を満たしていること。
- 4 構成事業者全てが、他の単独又は共同提案の構成事業者として、本調達に参加していないこと。

三 手続等

(一) 応募要項の配布
令和八年一月二十七日午前九時から同年一月十二日午後五時までの間、山口県会

令和八年
年一月二
十七日発行

発行
行人所

山口県
知事